

松山市スポーツ功労賞、最優秀指導者賞、優秀指導者賞、最優秀選手・団体賞、優秀選手・団体賞 選考基準

種別	規 則	選 考 基 準
功 勞 賞 (規 則) 第 2 条 第 1 項	1 永年にわたり協会発展のため功労のあったもの、または団体。 2 本市内において、永年スポーツの普及・振興につとめ、著しく功績のあったもの。 3 本協会の役員として、特別な功績を残したもの。	1 功労者 功労者(個人)については、次の条件に該当するもので、年齢60歳以上の者。ただし、本協会の役員は受賞に該当しないものとする。 (1)本協会の役員、評議員を10年以上務め、特に功績顕著であると認められるもの。 (2)本協会加盟団体の会長、副会長、理事長、理事又はこれらと同等の職にあるもの。(10年以上) (3)地域又は職域において、引き続き10年以上体育の普及奨励のために企画又は指導に率先して活躍しているもの。 (4)その他、本市の体育、スポーツの普及発展に特に貢献したと認められるもの。
		2 功労団体 本協会の加盟団体として10年以上経過し、協会の発展と本市のスポーツ振興に特に貢献していると認められる団体。
最優秀指導者賞 (規 則) 第 2 条 第 2 項	1 本市内において、3の優秀指導者表彰受賞後、再度受賞に値するなど、特に顕著な成績を収めたもの。	
優 秀 指 導 者 賞 (規 則) 第 2 条 第 3 項	1 当該年度の権威ある国際競技会、全国大会、全国障害者スポーツ大会、もしくはこれに類する大会において優秀な成績を収めたもの。 2 本市内において、スポーツの指導に精励し、選手並びに団体の育成に著しく功績のあったもの。	1 優秀選手、団体賞選考基準1～3号に該当する選手の育成に直接功労があったと認められる指導者。 2 スポーツの指導に10年以上献身的に従事し、他の模範とするに足るもの。ただし、本協会の役員は受賞に該当しないものとする。
最優秀選手・団体賞 (規 則) 第 2 条 第 4 項	1 本市内において、5(1)の基準に該当し、特に顕著な成績を収めたもの。	
優 秀 選 手 ・ 団 体 賞 (規 則) 第 2 条 第 5 項	1 当該年度の権威あるアマチュア国際競技会、全国大会、全国障害者スポーツ大会、もしくは、これに類する大会において優勝したもの。または、特に優秀な成績を収めたものまたは団体。 2 永年競技に精進し、一般の模範と認められるものまたは団体。	1 規則第2条第5項第1号の規定は、次の条件に該当するものとする。 (1)オリンピック、世界選手権大会又は権威ある国際競技会に出場し、入賞したもの。 (2)全国大会(国民体育大会、全日本選手権大会もしくはこれと同等と認められるもの)で上位に入賞したもの。 (3)世界新記録、日本新記録又はタイ記録を樹立したもの。高校新記録、中学新記録を含む。
		2 同第2号の規定は、次の条件に該当するものとする。 (1)個人の場合は、全国大会等に10年以上出場し、著しい活躍をしたと認められるもの。 (2)団体の場合は、会員数が10人以上で、年間活動計画に基づいて継続した活動が行われ、設立後10年以上を経過し地域又は職域のスポーツ振興に貢献しているもの。